

○電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（傍線部分又は下線部分は改正部分）

改正案

現行

（端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号）

第九条 端末系伝送路設備（第十二条に規定するものを除く。）を識別するための電気通信番号（第十条の電気通信番号を除く。）は、次のとおりとする。

一 固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備であつて、次号に規定するものを除く。）及び無線呼出しの役務に係る端末系伝送路設備（**第四号**の端末系伝送路設備を除く。）を識別するための電気通信番号は、総務大臣が市町村等の区域を勘案して別に告示する電気通信番号とする。ただし、固定端末系伝送路設備において、別に告示する電気通信番号によることが著しく困難であると総務大臣が認めるときは、他の電気通信番号とすることができる。

二 （略）

三 携帯電話又はPHSに係る端末系伝送路設備（**次号に規定するものを除く。**）を識別するための電気通信番号は、別表第一第六号に定めるものとする。

三の二 携帯電話又はPHSに係る端末系伝送路設備（主として

データ伝送役務の用に供するものであつて、総務大臣が別に告示するものを除く。）を識別するための電気通信番号は、

（端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号）

第九条 端末系伝送路設備（第十二条に規定するものを除く。）を識別するための電気通信番号（第十条の電気通信番号を除く。）は、次のとおりとする。

一 固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備であつて、次号に規定するものを除く。）及び無線呼出しの役務に係る端末系伝送路設備（**第五号**の端末系伝送路設備を除く。）を識別するための電気通信番号は、総務大臣が市町村等の区域を勘案して別に告示する電気通信番号とする。ただし、固定端末系伝送路設備において、別に告示する電気通信番号によることが著しく困難であると総務大臣が認めるときは、他の電気通信番号とすることができる。

二 （略）

三 携帯電話又はPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第六号に定めるものとする。

別表第一第六号の二に定めるものとする。

四 無線呼出しの役務（当該役務に係る料金を発信側の者が負担するものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第七号に定めるものとする。

五 (略)

2 (略)

別表第一

第一号～第五号 (略)

第六号 (第9条第1項第3号関係)

70CDEFGHJK (Cは0を除く。)、80CDEFGHJK (Cは0を除く。) 又は90CDEFGHJK (Cは0を除く。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第六号の二 (第9条第1項第3号の2関係)

20CDEFGHJK (Cは0及び4を除く。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第七号 (第9条第1項第4号関係)

204DEFGHJK

ただし、**DE**は、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通

四 無線呼出しの役務（当該役務に係る料金を発信側の者が負担するものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第七号に定めるものとする。

五 (略)

2 (略)

別表第一

第一号～第五号 (略)

第六号 (第9条第1項第3号関係)

70CDEFGHJK (Cは0を除く。)、80CDEFGHJK (Cは0を除く。) 又は90CDEFGHJK (Cは0を除く。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第七号 (第9条第1項第4号関係)

20CDEFGHJK (Cは0を除く。)

ただし、**CDE**は、総務大臣の指定により第5条第1項の電気

信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。
第八号～第十三号 (略)

別表第二 (第15条第2項関係)

電気通信番号の種別	要件
1～6 (略)	(略)
7 第9条第1項第3号に規定するもの	1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。 2 直接又は他の電気通信事業者の網 (当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。) を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。) 3 緊急通報が利用可能であること (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)

通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。
第八号～第十三号 (略)

別表第二 (第15条第2項関係)

電気通信番号の種別	要件
1～6 (略)	(略)
7 第9条第1項第3号に規定するもの	1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。 2 直接又は他の電気通信事業者の網 (当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。) を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。) 3 緊急通報が利用可能であること (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)

<p><u>8</u> 第9条第1項第3号の2に規定するもの</p>	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備との間で第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号に係る呼の接続を行わないこと。</p>
<p><u>9</u> 第9条第1項第4号に規定するもの</p>	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第7号の2に規定する無線呼出局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p>
<p><u>10</u> 第9条第1項第5号に規定するもの</p>	<p>(略)</p>
<p><u>11</u> 第10条第1項第1号に規定するもの</p>	<p>(略)</p>
<p><u>12</u> 第10条第1項第2号に規定するもの</p>	<p>(略)</p>
<p><u>13</u> 第10条第1</p>	<p>(略)</p>

<p><u>8</u> 第9条第1項第4号に規定するもの</p>	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第7号の2に規定する無線呼出局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p>
<p><u>9</u> 第9条第1項第5号に規定するもの</p>	<p>(略)</p>
<p><u>10</u> 第10条第1項第1号に規定するもの</p>	<p>(略)</p>
<p><u>11</u> 第10条第1項第2号に規定するもの</p>	<p>(略)</p>
<p><u>12</u> 第10条第1</p>	<p>(略)</p>

項第3号に規定するもの		項第3号に規定するもの	
<u>14</u> 第12条に規定するもの	(略)	<u>13</u> 第12条に規定するもの	(略)
<u>15</u> 第13条に規定するもの	(略)	<u>14</u> 第13条に規定するもの	(略)
注1～4 (略)		注1～4 (略)	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に指定されているこの省令による改正前の電気通信番号規則（以下「旧規則」という。）第九条第一項第三号に規定する電気通信番号については、旧規則の規定は当分の間、なおその効力を有する。